⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 13 November 2025 (tenders should be brought with or submitted by mail 1 : 00 P.M. 13 November 2025)

⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism 2―1―2, Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8918, TEL ＋81―3―5253―8111 ex. 23―153
E-mail hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。
令和７年７月30日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　森本　　輝
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　令和７年度　１号清水立体清水ＩＣ第１高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　静岡県静岡市清水区庵原町～八坂東
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝360m、鋼４径間連続非合成箱桁橋（橋長　Ｌ＝200m）、工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、仮設工１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年５月31日まで　但し、令和８年１月６日までに工事の始期を設定すること
工事を施工しない日　設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約533ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
⑻　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る技術資料（以下「簡易技術資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の評価点が上位の者（以下「一次選抜者」という。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の工事である。
⑼　一次選抜者は、一次審査の評価点が上位５～10者程度とする。
⑽　本工事は、競争参加者の資料作成及び発注者の技術審査に係る事務負担軽減を図るため、一次審査で提出する書類を申請書及び１枚の簡易技術資料のみとし、一次選抜者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料の提出を求める、簡易確認型による試行の対象工事である。
⑾　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑿　本工事は、別表１に示す試行等の対象工事である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成22年度以降に、元請けとして、次に示す同種工事の要件を満たす鋼橋を架設（製作）した工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：下記の㋐から㋓の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設の施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒の工事は同一工事（同一橋梁）であること。
㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。
㋑　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。
１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする
２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が40m以上であること。
㋓　架設工法が「多軸台車による一括架設」であること。
一括架設とは、地組された２ブロック以上の主桁架設であること。
同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。
・最大支間長が53m以上の施工実績を有すること。
・供用中の国道規制を伴う工事の施工実績を有すること。
経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
⑸　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。
②　平成22年度以降に、元請けとして、同一の者が以下に示す工事の鋼橋を架設した経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成22年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：下記の㋐から㋒の要件をすべて満たす鋼橋の架設の施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒の工事は同一工事（同一橋梁）であること。
㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。